

# 群馬県立県民健康科学大学学長選考会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第11条第3項の規定に基づき、群馬県立県民健康科学大学（以下「大学」という。）の学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 学長選考会議は、次に掲げる委員各3人で構成する。

(1) 定款第18条第1項に規定する経営審議会の委員のうち、同条第2項第3号に掲げる者（法人の職員（教員を含む。以下同じ。）である者を除き、理事として最初の任期の際現に法人の役員又は職員でない者に限る。）又は同項第4号に掲げる者の中から当該経営審議会において選出された者

(2) 定款第23条第1項に規定する教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者

2 学長選考会議の委員が学長候補者に推薦された場合においては、その時点から当該委員の資格を失うものとし、当該委員を選出した審議会があらかじめ指名した補充委員をもって、学長選考会議の補欠の委員に充てる。

(任期)

第3条 前条各号に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は再任されることができる。

(審議事項)

第4条 学長選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学長の選考及び解任等に関する規程の制定又は改廃に関する事項

(2) 学長の選考に関する事項

(3) 学長の解任に関する事項

(4) その他学長選考会議に関し必要な事項

(議長)

第5条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は学長選考会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代行する。

(招集)

第6条 議長は、次に掲げる場合に学長選考会議を招集する。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が辞任を申し出たとき
- (3) 学長が欠員となったとき
- (4) その他議長が必要と認めたとき

2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、学長選考会議を招集しなければならない。

(議事)

第7条 学長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

2 学長選考会議の議事は、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 学長選考会議が必要と認めたときは、学長選考会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第9条 学長選考会議における議事概要について、議事録を作成し保存する。

(庶務)

第10条 学長選考会議の庶務は事務局総務会計係において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学長選考会議の運営に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に招集される学長選考会議は、第6条の規定にかかわらず、理事長が招集する。